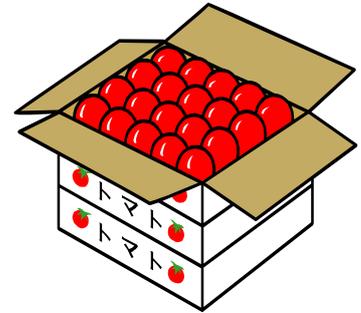


米原市新規就農者等支援費補助金を ご利用ください！



米原市において、農業経営の基盤を取得し、
農業経営を始めようとする方に支援・補助を行っています。



①対象者は？

- 対象者： 米原市に在住し、市内で農業経営を始めようとする
年齢18歳以上55歳未満の方

②どんな補助？

- 就農に必要な経費：農用地や農業用施設・機械の取得費や賃借代、
就農の準備に係る経費、生産に係る経費、
研修に係る経費、就農に係る経費
- 補助金額：月額3万円を36か月間（総額108万円）

*ただし、農業経営開始後5年以内に農業を廃止した
場合は、補助金を全額返還していただくことになります。



お問合せ 米原市まち整備部農政商工課（TEL：0749-53-5141）

1. 米原市新規就農者等支援費補助金とは？

米原市において新たに農業を営もうとする新規就農者等を誘致し、農業担い手の確保を図るため、必要な支援を行い、補助金を交付します。

2. 補助対象者は？

・米原市に居住する18歳以上55歳未満の人で、市内において農業経営の基盤を取得し、専ら農業で生計を維持するために農業経営を開始しようとする個人または法人の代表者です。

- ① 新規就農志向者：6か月以上3年以内の期間で営農実習を受ける者で、実習終了後、市内において農業経営を行おうとするもの。
- ② 新規就農者：市内において農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする者。
- ③ 独立就農者：農業従事経験年数がおおむね3年以上あり、分離独立して農業経営を開始しようとする者。

・就農計画書等の作成が必要で、審査・認定があります。また、就農後5年以上継続して農業経営を行うことが条件となります。

3. どんな補助金が受けられますか？

・研修や就農に必要な経費に対して、月額3万円（上限）の補助金を36か月間受けることができます。ただし、1人1回限りの補助で、農業経営開始後5年以内に農業を廃止された場合は、補助金を全額返還していただくことになります。

[補助対象経費の例]

農用地・農業用施設・機械の取得費や賃借代、就農の準備に係る経費、生産に係る経費、研修に係る経費、就農に係る経費

4. 補助金を受けるには？

- ① 認定申請書（就農計画書）を市に提出してください。審査の結果、新規就農者等の認定を受けた方は、補助金の交付を受けることができます。
- ② 年度ごとに補助対象月分の補助金交付申請書を市に提出してください。交付決定後、事業を完了したら実績報告書を提出していただくことになります。補助金の交付は、年度末になります。
- ③ 補助金の交付を受けた場合は、新規就農後5年を経過するまでの間、毎年度末に、状況報告書を提出していただきます。

5. 農業に関する相談はどこで受けられますか？

湖北農業農村振興事務所 農産普及課（TEL：0749-65-6632）

湖北地域の農業者に対する技術、経営指導等を行っています。

レーク伊吹農業協同組合 本店 営農企画課（TEL：0749-63-2101）

組合員に農業資材等の斡旋、農産物の集荷、販売、営農・生活資金の貸し出し等を行っています。各種制度資金の借入れの相談窓口になっています。

米原市農業委員会（TEL：0749-53-5136）

農地の利用関係の調整を行っていますので、農地の売買、貸借をする場合には相談してください。

お問合せ 米原市まち整備部農政商工課 TEL:0749-53-5141